

## 工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領

(平成18年 3 月 24日 決裁)

改正 平成19年 4 月 1 日 決裁  
改正 平成20年 4 月 1 日 決裁  
改正 平成20年 8 月 1 日 決裁  
改正 平成21年 5 月 1 日 決裁  
改正 平成22年 3 月 31日 決裁  
改正 平成23年 3 月 31日 決裁  
改正 平成24年 3 月 30日 決裁  
改正 平成25年 3 月 19日 決裁  
改正 平成25年 5 月 31日 決裁  
改正 平成25年 12月 2 日 決裁  
改正 平成26年 5 月 1 日 決裁  
改正 平成28年 3 月 31日 決裁  
改正 平成29年 3 月 31日 決裁  
改正 平成31年 4 月 1 日 決裁  
改正 平成31年 4 月 23日 決裁  
改正 令和 4 年 3 月 17日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、金沢市契約規則（平成15年規則第 1 号。以下「契約規則」という。）第15条（第21条において準用する場合を含む。）の規定による工事の請負契約について、最低制限価格の算出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第 2 条 契約規則第15条第 1 項第 1 号に掲げる契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書等」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事 次に掲げる額の合算額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）

ア 直接工事費の額に10分の 9 を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の9から10分の7までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 改正後の最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月21日から施行する。
- 2 改正後の工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月2日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成26年3月31日以前である契約については、第2条中「100分の108」

とあるのは、「100分の105」として、同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 改正後の工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成31年9月30日以前である契約については、第2条中「100分の110」とあるのは、「100分の108」として、同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 改正後の工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。